

平成 21 年 9 月 29 日

各 位

昭 和 電 工 株 式 会 社 代 表 者 取締役社長 高橋恭平 (コード番号 4004 東証第1部) 問合せ先 執行役員 IR・広報室長 佐 藤 勝 信 TEL. 03-5470-3235

新株式発行及び株式売出し並びに第三者割当による 2014 年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行及び当社海外特別目的 子 会 社 に よ る ユ ー ロ 円 建 交 換 権 付 永 久 優 先 出 資 証 券 の 発 行 に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 29 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式の売出し(以下、「公募増資」という。)、並びに当社が英国領ケイマン諸島所在の当社 100%出資の特別目的子会社 SD Preferred Capital Limited(以下「SD 社」という。)を割当先として、2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」という。)を発行し、SD 社がユーロ円建交換権付永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」という。)を発行する方法(以下、本新株予約権付社債の発行と本優先出資証券の発行を合わせて「ハイブリッドファイナンス」という。)により資金調達を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本資金調達の背景と目的

当社は、昨年来の経済環境の激変に対応し、抜本的な事業の見直しと構造改革の実行による競争力の強化を図るとともに、平成23年度から新たにスタートする次期中期経営計画について検討を進めております。平成21年7月30日に発表いたしました中期経営戦略「構造改革の断行、そして新たな成長軌道へ」に記載の通り、平成21年度から22年度までを次期中期経営計画への助走期間と位置付け「事業環境変化に対応した構造改革と成長する市場を見極めた成長戦略」を遂行し、平成23年度より次期中期経営計画に基づき「進化する個性派化学で豊かさと持続性が調和した社会創造に貢献」してまいります。このために平成22年度までの2年間の具体的な施策として、事業ポートフォリオ改善に向けた徹底的な構造改革を断行し、人件費を含むコスト削減を実行するとともに、電子情報等成長分野の展開加速、石油化学等基盤事業の強化に向けた取り組みを着実に遂行してまいります。

一方、平成21年度の損益は、第1四半期を底に改善傾向にあるものの、構造改革の実施等による特別損失の計上もあり、財務体質は一時的に悪化しております。当社は、従来より資産の効率

的活用や有利子負債の削減等に取り組んでまいりましたが、次期中期経営計画のスタートに先立 ち、資本の充実を図ることにより早期に財務体質を改善することが必要と判断いたしました。

今回の公募増資とハイブリッドファイナンスは、次期中期経営計画に向けての成長分野の展開加速と基盤事業の強化による新たな成長の基礎固めに資するものと考えており、当社は、成長軌道への回帰に向けた収益力の早期回復を目指してまいります。

2. 公募増資とハイブリッドファイナンスの同時実施の意義・目的

当社は、成長分野の展開加速と基盤事業の強化による新たな成長の基礎固めに向けて、即効性のある資本充実や財務体質の強化を図ることを目的として、公募増資を選択しました。一方で、必要な資金を全て公募増資で調達した場合の当社普通株式の希薄化を可能な限り抑制するために、ハイブリッドファイナンスを組み合わせる手法を選択いたしました。本新株予約権付社債及び本優先出資証券は、資本と負債の中間的な性質を持つハイブリッド証券であるため、株式の希薄化抑制に加えて実質的な資本増強による財務構成比率の改善が実現できます。

3. 本資金調達の概要

E) 2
券
3本円
3本円
3本円
3本円
本円
日の東

- (注) 1. 平成 21 年 9 月 18 日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した手取見込概算額。オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券を割当先とした第三者割当増資 30,000,000 株を行います。当該第三者割当増資にかかる払込期日は、平成 21 年 11 月 17 日 (火) から平成 21 年 11 月 25 日 (水) までの間のいずれかの日となる予定です。
 - 2. ハイブリッドファイナンスは第三者割当形式で行われますが、本新株予約権付社債及び本優先出

資証券には転換価額の修正条項は付されておらず、日本証券業協会の定める「会員における MSCB 等の取扱いに関する規則」第2条に定める「MSCB 等」には該当しません。また、当社が本優先出 資証券の割当先の確認も得て知る限り、当社が発行する有価証券に係る金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引であって、本ハイブリッドファイナンスと密接不可分の関係であって、本ハイブリッドファイナンス及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として、日本証券業協会の定める「会員における MSCB 等の取扱いに関する規則」第2条第1号 柱書と同等の効果を有する、デリバティブ取引その他の取引に係る契約が締結されている、又は締結される予定である事実はありません。

3. 公募増資の詳細については別紙1を、またハイブリッドファイナンスの詳細については別紙2を それぞれご参照ください。

以上

くご参考>

1. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 1,248,236,801株 (平成21年9月28日現在)

公募増資による増加株式数 200,000,000株

公募増資後の発行済株式総数 1,448,236,801株

第三者割当増資による増加株式数 30,000,000株 (注) 1

第三者割当増資後の発行済株式総数 1,478,236,801株 (注) 1

- (注) 1. 前記「3. 本資金調達の概要」(注) 1 に記載の第三者割当増資による発行新株式数の 全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。ま た、ハイブリッドファイナンスによる潜在株式の増加を含みません。
 - 2. 本日別途開示いたしました当社の連結子会社である昭和炭酸株式会社との当社を完全親会社、昭和炭酸株式会社を完全子会社とする株式交換による影響は考慮されていません。

2. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、配当の実施を株主各位に対する重要な責務と考えており、配当については、各事業年度の収益状況及び今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。

平成20年度(平成20年12月期)については、営業成績及び今後の事業競争力と財務体質等を総合的に勘案し、1株につき5円の配当を実施いたしました。

平成21年度(平成21年12月期)については、3円を予定しております。詳細は、本日開示いたしました「平成21年期末配当予想の修正に関するお知らせ」をご確認下さい。

(2)配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3)内部留保資金の使途

内部留保については、成長事業の育成加速など利益の持続的拡大につながる設備投資や研究 開発投資及び財務体質の改善に充当していきます。

(4)過去3決算期間の配当状況

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成20年12月期
1株当たり当期純利益(連結)	25.01 円	27. 52 円	1.96 円
1株当たり年間配当額	4.00 円	5.00円	5.00円
(内1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
実質連結配当性向	16.0%	18. 2%	255.1%
自己資本当期純利益率(連結)	13.0%	12.9%	0.9%
純資産配当率(連結)	2.1%	2.4%	2.4%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益は、当期純利益の総額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
 - 2. 各決算期の配当性向は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1 株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。

- 3. 各決算期の自己資本当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益(連結)を少数 株主持分控除後の純資産の期首・期末平均で除した数値です。
- 4. 各決算期の純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金 を1株当たり純資産の期首・期末平均で除した数値です。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

決	复		期	平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期
売	_	Ŀ	高	914, 553	1, 023, 238	1, 003, 876
営	業	利	益	68, 727	76, 671	26, 792
経	常	利	益	57, 514	59, 989	9, 793
当	期	沌 利	益	28, 836	33, 066	2, 451
1 杉	朱当たり 当其	朝純利益	(円)	25. 01	27. 52	1.96
1 1	朱当たり酉	記当金 ((円)	4. 00	5.00	5. 00
(1	株当たり中	間配当金) (円)	(-)	(-)	(-)
1 柞	朱当たり糸	純資産 ((円)	200. 29	222. 31	192.85

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成21年9月28日現在)

, ,			- /	, , ,,		327 12 - 17 17 327 2 12 - 17 17	
	種	É	類			株式数	発行済株式数に対する比率
発	行 済	株	式	総	数	1, 248, 236, 801株	100.00%
潜	在	株	左	ţ	数	一株	-%

⁽注) ハイブリッドファイナンスによる潜在株式の増加を含みません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

		平成18年12月期	平成19年12月期	平成20年12月期	平成21年12月期
始	値	469円	455円	391円	131円
高	値	551円	481円	403円	218円
安	値	403円	337円	107円	108円
終	値	456円	400円	127円	185円
株価川	仅益率	18. 2倍	14.5倍	64.8倍	一倍

- (注) 1. 平成21年12月期については、平成21年9月28日現在で表示しております。
 - 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値です。なお、平成21年12月期については未確定のため記載しておりません。

② 最近6か月間の状況

		平成21年	平成21年	平成21年	平成21年	平成21年	平成21年
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
始	値	124円	136円	143円	172円	177円	203円
高	値	169円	146円	178円	185円	213円	218円
安	値	122円	131円	142円	150円	176円	184円
終	値	148円	141円	173円	176円	201円	185円

⁽注) 平成 21 年 9 月 については、平成 21 年 9 月 28 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における直近株価

		平成21年9月28日現在
始	値	202円
高	値	203円
安	値	184円
終	値	185円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

4. 今後の見通し

今回の公募増資及びハイブリッドファイナンスにより、当社が平成 21 年 7 月 30 日付で公表している業績予想への修正はありません。

(別紙1)

新株式発行及び株式売出し

- 1. 募集による新株式発行(一般募集)
 - (1)募集株式の当社普通株式200,000,000株 種類及び数
 - (2)払 込 金 額 の 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条 決 定 方 法 に規定される方式により、平成 21 年 10 月 13 日 (火) から平成 21 年 10 月 16 日 (金) までの間のいずれかの日 (以下「発行価格等 決定日」という。) に決定する。
 - (3)増加する資本金 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出さ及び資本準備金の額 れる資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (4)募集 方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
 - (5)引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
 - (6)申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の3営業日後 の日まで。
 - (7)払 込 期 日 平成 21 年 10 月 21 日 (水) から平成 21 年 10 月 26 日 (月) まで の間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の 日とする。
 - (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
 - (9)払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
 - (10) 一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1. をご参照ください。)
 - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 30,000,000 株

種 類 及 び 数 なお、上記株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

- (2)売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3)売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集 における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4)売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当 社株主から 30,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売 出しを行う。
- (5)申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6)受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7)申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 売出価格その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (9)オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生 を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。
- 3. 第三者割当による新株式発行(後記<ご参考>1. をご参照ください。)
 - (1)募集株式の当社普通株式30,000,000株 種類及び数
 - (2)払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集におけ 決 定 方 法 る払込金額と同一とする。
 - (3)増加する資本金 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出さ及び資本準備金の額 れる資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (4)割 当 先 みずほ証券株式会社
 - (5)申 込 期 間 平成 21 年 11 月 16 日 (月) から平成 21 年 11 月 24 日 (火) まで の間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の翌営業日とする。

- (6)払 込 期 日 平成21年11月17日(火)から平成21年11月25日(水)まで の間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8)上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9)払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役社長に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

くご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 募集による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 30,000,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、30,000,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成21年9月29日(火)開催の取締役会において、前記「3.第三者割当による新株式発行」記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成21年11月17日(火)から平成21年11月25日(水)までの間のいずれかの日(ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とする。)を払込期日(以下「本件第三者割当増資の払込期日」という。)として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当増資の払込期日の2営業日前の日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って 安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一 部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 調達資金の使途

(1)今回の調達資金の使途

一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 43,260 百万円(平成 21 年 9 月 18 日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した手取見込概算額)について、35,500 百万円を平成 22 年度以降に当社の支払予定の設備投資資金に、残額をコマーシャルペーパー償還資金及び社債償還資金に充当する予定であります。なお、平成 21 年 9 月 29 日現在、平成 22 年度以降に支払予定の設備投資計画は以下のとおりとなっております。

h H I I I	平成 22 年度の	記供の中央	次人把法十分	着手及び完了予定年月		完成後
セグメント	投資予定額 (百万円)	設備の内容	資金調達方法	着手	完了	の増強 能力等
石油化学	15, 500	ナフサクラッカー更新及び 重質原料対応・効率化改造、 新規溶剤 NPAC 製造設備の新 設及び維持更新等				
化学品	4, 300	か性ソーダ電解槽の更新及 び維持更新等				
電子・情報	12, 300	ハードディスク高容量化対 応工事、LED素子研究開発生 産設備の増設及び維持更新 等	増資資金	平成 22 年 1月	平成 22 年 12 月	(注)
無機	2, 000	トランス増設及び維持更新 等				
アルミニウム他	1, 400	LBP 用 ED 管プロセス開発設 備の新設及び維持更新等				
計	35, 500	_	_	_	_	_

⁽注) 多種多様な製品を生産しており、記載が困難であるため、省略しております。

(2)前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。

3. その他

- (1)配分先の指定 該当事項はありません。
- (2)潜在株式による希薄化情報 該当事項はありません。
- (3) ロックアップについて
 - 一般募集に関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資による新株式発行、本新株予約権付社債の発行、本優先出資証券の発行、本日開示いたしました当社を完全親会社とし、昭和炭酸株式会社

を完全子会社とする株式交換に係る新株式発行並びに株式分割、株式無償割当て、新株 予約権無償割当て及び当該新株予約権付社債に係る新株予約権の行使に基づく場合等を 除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその 裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

(別紙2)

ハイブリッドファイナンスの概要

- 1. 本新株予約権付社債の特徴
- ① 本優先出資証券は、資本と負債の中間的な性質を持つハイブリッド証券であり、負債性調達手段の特性を有すると同時に、株式会社日本格付研究所から、75 の資本性が認められる見通しであるなど、実質的な財務構成比率を改善し、財務の安定性を高める資本性調達手段としての特性も兼ね備えております。

本ハイブリッドファイナンスは、必要な資金を全て公募増資で調達した場合の希薄化を可能な限り抑制し、実質的な資本増強による財務構成比率の改善を実現する効果を有しております。

② 当社が発行する社債に新株予約権を付与すること(本優先出資証券には、本新株予約権付社債に交換することができる交換権が付与されており、当該交換権を行使した場合は、本優先出資証券は本新株予約権付社債に交換され、当該本新株予約権付社債は自動的にかつ直ちに当社の普通株式に転換されます。)により、本邦でも実績のある海外 SPC を通じた株式への交換権を付与せずに優先出資証券を発行する調達手段に比べて、相対的に有利な金利(配当)条件で資金調達を行うことが可能となっております。

但し、既存株主の皆様に配慮した商品性を実現すべく、時価を大幅に上回る水準に転換価額を設定するとともに現金及び株式を対価とする取得条項(※)を付与することにより、将来の株価上昇時においても株式の希薄化を極力抑制することを重視致しました。

※ 【現金及び株式を対価とする取得条項及び償還について】

当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、本社債権者に対する任意取得日(下記に定義する。)の30営業日以上60営業日以内の事前の通知(以下「任意取得通知」という。)を行うことにより、2014年10月15日から(当日を含む。)2014年10月19日まで(当日を含む。)の期間中、任意取得日に残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができます。当社は、本新株予約権付社債の取得と引換えに、本社債権者に対し、交付財産(下記に定義する。)を交付し、取得した本新株予約権付社債を消却します。SD社は、当社が本新株予約権付社債の現金及び株式を対価とする取得条項の権利を行使した場合には、交付財産を対価として本優先出資証券を償還します。

なお、当社及び SD 社は、本優先出資証券の割当先との間で、割当先が銀行法、保険業法 その他買取人並びにその子会社及び関係会社による当社普通株式の保有を制限する法令 を遵守するために必要な場合には、要請により、現金決済による本優先出資証券の償還を 行わないこととする旨約束する予定です。この限りにおいて、現金及び株式を対価とする 取得条項を行使できる当社の権利は制約されることとなり、期待する効果が限定される可 能性があります。

任意取得日:当社が任意取得通知を行う日の後、30 営業日以上 60 営業日以内の日で、任 意取得通知において指定する日をいいます。

交付財産:

(i) 本社債の額面金額相当額、及び

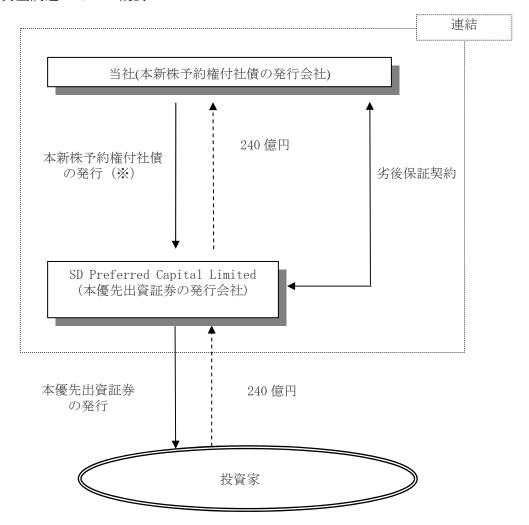
(ii) 転換価値(下記に定義する。)から本社債の発行価額を控除した額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均 VWAP(下記に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式

・ 1株当たり平均 VWAP: 当社が取得通知をした日から(この日を含まない。) 5取引 日目の日に始まる 20連続取引日(以下「VWAP計算期間」と いう。)における各取引日において株式会社東京証券取引所 が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

• 最終日転換価額: VWAP 計算期間の最終日において有効な転換価額

③ 本邦においては事業法人による今般の資金調達のようなハイブリッド証券による資金調達のマーケットが必ずしも成熟しているとは言えない状況の中、当社子会社である SD 社が発行する本優先出資証券の特性に鑑み、且つ当社が企図する財務構成比率改善を実現するための今般の調達予定額を確実にするとの観点から、当社と長年の取引関係があり、当社の経営状況等についてご理解を頂いている投資家を割当先とする第三者割当方式による調達に決定した次第です。

2. 資金調達スキーム概要



- ① 当社は、当社海外特別目的子会社である SD 社を割当先として本新株予約権付社債総額 240 億円を発行し、SD 社は、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社、興銀リース株式会社、東京センチュリーリース株式会社、富国生命保険相互会社、 芙蓉総合リース株式会社、株式会社損害保険ジャパン、及びみずほキャピタル株式会社 を割当先(予定)として本優先出資証券総額 240 億円を発行します。
- ② 当社は、本優先出資証券に係る配当、残余財産の分配等の支払いを保証する旨の契約(劣後保証契約)を SD 社と締結致します。
- ※ 当社は、2014 年 10 月 20 日 (発行日から約 5 年後) において、残存する本新株予約権付社 債をユーロ円建劣後特約付永久社債(以下「本永久社債」という。) を対価として強制的 に取得致します。

本新株予約権付社債の詳細は別紙3を、本優先出資証券の詳細は別紙4をご参照ください。

3. 調達する資金の額及び使途

具体的な使途	払込金額の総額	発行諸費用の 概算額	差引手取概算額	支出予定時期
有利子負債の返済	24,000 百万円	580 百万円	23, 420 百万円	平成 21 年 10 月から平成 21 年 12 月

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権付社債の発行により調達する資金は、上記3記載の資金使途に充当する 予定でありますが、有利子負債を資本性資金で置き換えることによって、財務構成比率の改善 の効果があります。財務基盤の強化は、次期中期経営計画に向けての基盤事業の強化及び成長 分野の展開加速による当社成長の基盤整備に資するものと考えており、現状の中期経営戦略の 着実な具現化、成長軌道への回帰に向けた収益力の早期回復のためにも、現時点における資金 調達手段として適切と判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社から独立した評価機関による評価結果も勘案し、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析しております。今回採用した各種条件を含め、(a)本新株予約権付社債に付された新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、(b)金利減免効果など新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、当社が得ることのできる経済的価値は概ね合っており、新株予約権の発行価額を無償とすることが合理的であると判断いたしました。また、かかる議論を踏まえ、監査役全員が、上記算定根拠による本新株予約権付社債の払込金額は、合理的であり、割当先に特に有利でないとの意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の当初転換価額は平成21年10月13日の東京証券取引所終値の160%の価額に決定されますが、仮に平成21年9月28日の終値をベースに計算した場合の総議決権数 (1,242,837個) に対する希薄化は6.52%程度となります。時価を大幅に上回るアップ率の転換価額を設定するとともに、現金及び株式を対価とする取得条項が付されているため、希薄化を極力抑制した商品性としており、既存株主及び公募増資により新規発行株式を取得する投資家に対して十分に配慮したものと考えております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1		<u> </u>	SD Preferred Capital Limited			
(1	- /	7山	•			
			ケイマン諸島・KY1-1104・グランドケ	イマン	・アグランドハウ	
(2	2)	所 在 地	ス・私書箱 309			
			PO Box 309, Ugland House, Grand Cay	yman, K	Y1-1104, Cayman	
			Islands			
(3	3)	設 立 根 拠 等	ケイマン会社法に基づく免除会社(
(4	1)	設 立 目 的	当社が、ハイブリッドファイナンス写	実施のた	とめに設立したも	
	-		のです。			
(5	5)	設 立 日	平成 21 年 9 月 17 日			
(6	;)	資本金の総額	24,000,002,000 円			
			(普通株式)			
			当社 2株 2,000円			
			(本優先出資証券)			
			株式会社みずほコーポレート銀行	75 □	7,500,000,000 円	
		資本金の出資者の	みずほ信託銀行株式会社	35 □	3,500,000,000 円	
(7	7)	関本金の山貝有の概要	興銀リース株式会社	30 □	3,000,000,000 円	
		以 安	東京センチュリーリース株式会社	30 □	3,000,000,000 円	
			富国生命保険相互会社	30 □	3,000,000,000 円	
			芙蓉総合リース株式会社	20 □	2,000,000,000 円	
			株式会社損害保険ジャパン	10 □	1,000,000,000 円	
			みずほキャピタル株式会社	10 □	1,000,000,000 円	
(8	3)	代表者の	取締役 山下哲也(当社財務室副室長)			
		役職·氏名		<i>X</i>)		
(8)	事業の内容	本優先出資証券の発行等			
(10	U)	普通株主及び	当社 100%			
	-	持 株 比 率				
(1	1)	国内代理人	当社			
(1:	2)	当 社 と 当 該	割当先は当社の子会社です。また役	昌笙の	兼任けり夕です │	
(1.		割当先との関係				

- (注) 「資本金の出資者の概要」は、本優先出資証券の払込が完了した時点(平成 21 年 10 月 14 日) の内容です。
- ※ なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切 関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出していま す。

(2) 本新株予約権付社債並びに本優先出資証券の割当先を選定した理由

当社の発行する本新株予約権付社債を投資家に対して直接割当てた場合には、格付上の財務安定性の向上には寄与しても会計上の純資産比率の改善には寄与しませんが、ハイブリッドファイナンスによる本スキームを利用することにより、SD社の資本金は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第2条第1項第12号の定めに従って、当社の少数株主持分に計上され会計上の当社純資産比率の改善に寄与するため、SD社への割当てを選択いたしました。

本邦においては事業法人による今般のハイブリッドファイナンスのような資金調達のマーケットが必ずしも成熟しているとは言えない状況の中、当社子会社である SD 社が発行する本優先出資証券の特性に鑑み、且つ当社が企図する財務構成比率改善を実現するための今般の調達予定額を確実にするとの観点から、当社と長年の取引関係があり、当社の経営状況等についてご理解を頂いている投資家を割当先とする第三者割当方式による調達に決定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

SD社は、本新株予約権付社債を売却しない方針です。

一方、SD 社が発行する本優先出資証券の割当先投資家と当社又はSD 社との間において、本優 先出資証券の保有についての取り決めはありません。本優先出資証券の割当先は、本優先出資証 券に付与された交換権の行使、及び当社による現金決済条項の行使の結果として交付を受ける当 社株式については、本優先出資証券の割当先の判断により第三者に売却することができます。

(4) 割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権付社債の払込代金は、当社の子会社である SD 社が第三者割当形式で発行する本優 先出資証券の発行手取金を原資として支払われます。

本優先出資証券の買取契約は、当社、SD 社、割当先投資家の三社間で、各投資家それぞれと締結されます。当社はこの買取契約内で各投資家が買取契約に基づき、払込を始めとする各投資家の義務を履行する権限があることを確認しており、従って、払込期日において SD 社が本新株予約権付社債の払込に要する財産を保有することを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率(注)

- 安来及の八杯工及UN杯比中(仕)						
募集前(平成21年6月30日現在)						
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	5. 42%					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5. 07%					
富国生命保険相互会社	4. 39%					
第一生命保険相互会社	3.61%					
株式会社損害保険ジャパン	3. 33%					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3.04%					
株式会社みずほコーポレート銀行	2. 42%					
日本生命保険相互会社	2. 26%					
明治安田生命保険相互会社	2. 23%					
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	1.45%					

募集後	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	5. 09%
富国生命保険相互会社	4.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.76%
株式会社みずほコーポレート銀行	4. 18%
第一生命保険相互会社	3. 39%
株式会社損害保険ジャパン	3. 38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.85%
日本生命保険相互会社	2. 12%
明治安田生命保険相互会社	2. 09%
みずほ信託銀行株式会社	1.72%

(注)本新株予約権付社債及び本優先出資証券の払込が完了した時点(平成21年10月14日)の予定です。転換価額は、平成21年10月13日の終値に代えて、平成21年9月28日の終値に1.6を乗じた額を四捨五入して、計算しております。公募増資及び本日別途開示いたしました当社の連結子会社である昭和炭酸株式会社との当社を完全親会社、昭和炭酸株式会社を完全子会社とする株式交換による影響は考慮しておりません。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①潜在株式数の増加数が本日現在における当社の発行済株式総数にかかる議 決権総数の25%未満となっていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権 のすべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、 東証の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手 続きは要しません。

以上

(別紙 3)

本別紙3に定義される用語は本別紙のみに適用されます。

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)発行要項

1. 種類

当社がSD Preferred Capital Limitedとの間で2009年10月14日付で締結する予定の社債買取契約 (Bond Subscription Agreement) に基づき発行する昭和電工株式会社2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債につき、本新株予約権付社債を表章する無記名式の新株予約権付社債券 (以下「本新株予約権付社債券」という。)が利札を付して発行され、記名式への変更はな されない。

3. 本新株予約権付社債券の数

発行する本新株予約権付社債券の数は240枚とする。なお、最終券面が発行されるまで、本 新株予約権付社債すべてを表章する仮大券1枚を発行した後、これと引換えに本新株予約権 付社債すべてを表章する大券1枚を発行する。また、本新株予約権付社債券の紛失、盗難ま たは滅失の場合に適切な証明および補償を条件として代替新株予約権付社債券を発行する ことがある。

4. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

24,000,000,000円と本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を条件として発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額の合計額

(2) 各本社債の額面金額

100,000,000円。なお、仮大券または大券の場合には、仮大券または大券が表章する本社債に係る本社債額面金額の合計額とする。

- (3) 本社債の払込金額 本社債の額面金額の100%
- (4) 本社債の払込期日および発行日 2009年10月14日
- (5) 本社債の利率

年率4.88444%(以下「本社債の利率」という。)

(6) 本社債の償還の方法および期限

(ア) 満期償還

2014年11月4日 (満期日) に本社債の額面金額の100%の金額で、満期日まで(当日を除く。) の未払経過利息およびすべての未払残高(強制未払残高(下記4.(7)(ウ)に定義する。) および任意未払残高(下記4.(7)(エ)に定義する。) の合計をいう。) の支払いとともに償還する。

(イ) 本優先出資証券の償還による償還

SD Preferred Capital Limitedが本社債の発行日と同日に発行するユーロ円建交換権付永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」という。)の一部または全部がその条件に従って償還される場合、当社は、本社債権者に対し、本新株予約権付社債の要項に従い直ちに通知を行い、本優先出資証券の償還日に、関連する本社債を額面金額の100%の金額で、上記償還日まで(当日を除く。)の未払経過利息およびすべての未払残高の支払いとともに償還するものとする。

本優先出資証券の一部が償還される場合、償還される本優先出資証券の残余財産分配優先額の総額と同額の額面総額の本社債がかかる時点に償還される。

本(イ)は、下記4.(6)(ウ)または(エ)に基づき本社債の総額の償還がなされ、 それに伴い本優先出資証券が償還される場合には適用されない。

(ウ) 税制事由による償還

下記4. (6) (ク)を条件として、税制事由(下記に定義する。)が生じ、かつ継続している場合、当社は、本社債権者に対し、本新株予約権付社債の要項に従って30営業日以上60営業日以内の事前の通知(以下「税制事由による償還通知」という。)を行うことにより、いつでも、その時点で残存する本社債の全部または一部を額面金額の100%の金額で、かかる税制事由により行われる償還の日(以下「税制事由による償還日」という。)まで(当日を除く。)の未払経過利息およびすべての未払残高の支払いとともに税制事由による償還日に償還することができる。ただし、本社債に関して支払期限が到来しているとした場合、当社が当該追加金額(下記7. (2) に定義する。)の支払義務を負うこととなるであろう最も早い日から90日よりも前に税制事由による償還通知をしてはならない。

税制事由による償還通知を行う前に、当社は、主代理人に対して、(a)権限ある役員により署名された、当社がかかる償還を行う権利を有する旨の証明書、および(b)当該分野に精通した当社の顧問または税務アドバイザーによる税制事由が生じた旨の意見書を交付する。

「税制事由」とは、立法府、裁判所または適切な権限を有する政府当局もしくは規制当局による(i)日本もしくは日本の下部行政主体もしくは税制に影響を与える税務当局の法律もしくは条約(もしくはそれらに基づく規則)の改正、解釈の明確化もしくは変更(公表された変更の予定を含む。)、(ii)行政行為等(下記に定義する。)または(iii)法律もしくは規則の一般的な適用もしくは公式見解もしくは公的解釈の変更で、発行日以後に有効である改正、解釈の明確化、変更もしくは行政行為等または発行日以後に公表される解釈もしくは変更が発生したことにより、(A)当社が僅少ではない額の追加の公租公課その他政府課徴金を課せられるか、または(B)当社が本社債について追加金額を支払うか、もしくは翌利払日にかかる追加金額の支払義務が発生する現実的可能性が生じ、当社がかかる支払義務を免れるためにとり得る合理的な手段をとってもこれを免れられない場合をいう。

「行政行為等」とは、裁判所、政府当局または適切な権限を有する規制当局による司 法判断、公式の行政決定、規制、監督手続、通達または発表(かかる手続または規制 が導入される予定である旨の通達または発表を含む。)をいう。

(エ) 特別事由による償還

下記4. (6) (ク) を条件として、特別事由(下記に定義する。)が発生し、かつ継続している場合、当社は、本社債権者に対し、本新株予約権付社債の要項に従って30営業日以上60営業日以内の事前の通知(以下「特別事由による償還通知」という。)を行うことにより、いつでも、その時点で残存する本社債の全部または一部を額面金額の100%の金額で、かかる特別事由により行われる償還の日(以下「特別事由による償還日」という。)まで(当日を除く。)の未払経過利息およびすべての未払残高の支払いとともに特別事由による償還日に償還することができる。

特別事由による償還通知を行う前に、当社は、主代理人に対して、(a)権限ある役員により署名され、当社がかかる償還を行う権利を有する旨が記載され、特別事由(格付事由(下記に定義する。)、上場廃止事由(下記に定義する。)、上場廃止事由(下記に定義する。)のいずれか)が明記されたに定義する。)または特別税制事由(下記に定義する。)のいずれか)が明記された証明書および(b)(x)格付事由の②に該当する場合、当該公表資料の写し、(y)会計事由の場合は、当該分野に精通した独立の会計士または監査人による会計事由が生じた旨の意見書、または(z)特別税制事由の場合は、当該分野に精通した当社の顧問もしくはその他の税務アドバイザーによる特別税制事由が生じた旨の意見書を交付する。

「特別事由」とは、格付事由、会計事由、上場廃止事由または特別税制事由をいう。

「格付事由」とは、格付機関(株式会社日本格付研究所をいう。)が、本優先出資証券について、本優先出資証券の発行日時点において格付機関が認めた資本性より低い資本性を有するものとして取り扱うことを決定した場合であって(本優先出資証券の発行日後の資本性の変更で、かかる発行日時点で見込まれていたか、または意図されていたものを除く。)、以下のいずれかの場合をいう。

- ① 本優先出資証券を上記のように取り扱う旨の決定が格付機関により当社に 対して伝えられているとき(ロ頭であるか書面であるかを問わない。)。
- ② 当該事実が証券の資本性の評価基準または格付基準の変更が公表されている資料(報告書その他の方法による場合を含む。)から容易に確認できるとき。

「会計事由」とは、日本において一般的に公正妥当と認められている会計原則上、本優先出資証券の発行によって調達した資金を、連結財務諸表(下記4.(7)(ウ)に定義する。)において純資産(下記4.(7)(ウ)に定義する。)として計上できなくなった場合をいう。ただし、SD Preferred Capital Limitedの普通株式の償還もしくは払戻しまたは当社によるSD Preferred Capital Limitedの普通株式の処分を原因とする場合を除く。

「上場廃止事由」とは、当社普通株式の日本の金融商品取引所における上場または取 引が認められなくなった場合をいう。

「特別税制事由」とは、以下の(a)ないし(c)のいずれかが生じる現実的可能性があることをいう。

(a) 税制事由の発生による場合を除き、当社に追加金額の支払義務が発生し、また は翌利払日において追加金額の支払義務が発生すること(当社が当該支払義務 を免れるために採り得る合理的な手段をとってもその支払義務を免れられない

場合に限る。)

- (b) 当社により提出されたまたは提出される税務申告書(見積もり申告書を含む。) に記載される、当社がSD Preferred Capital Limitedを保有している事実に関して、当社の収入、利益、損失、控除または費用の取り扱いが税務当局により認められない結果、当社が、僅少ではない額の追加の公租公課その他政府課徴金を課せられること(当社が当該義務を免れるために採り得る合理的な手段をとってもその義務を免れられない場合に限る。)
- (c) 当社が本社債の利息の支払いにつき、日本の法人税法上、損金算入することが 認められなくなる場合

(才) 買入

下記4.(6)(ク)を条件として、当社および/または当社の子会社は、いつでも、いかなる価格においても、本社債を市場においてまたはその他の方法で買い入れることができる(ただし、買い入れられる本社債は、かかる本社債に係るすべての期限未到来の利札とともに買い入れられるものとする。)。買い入れられた本社債につき、当社もしくは当社の子会社により、または当社もしくは当社の子会社のために保有されている間は、保有者は本社債権者集会における議決権を有さず、本社債権者集会の定足数の計算上および本新株予約権付社債の要項上、かかる本社債は残存していないものとみなされる。当社は、その選択により、買い入れた本社債および利札を消却することができる。ただし、消却される本社債は、かかる本社債に付属するすべての期限未到来の利札とともに消却されるものとする。当社の子会社は、その選択により、買い入れた本社債および利札を消却のために当社に交付することができる。本社債が消却された場合、消却された本社債に関連する未払利息および/または未払残高に係る本社債権者の請求権は消滅するものとする。

(カ) 消却

償還されたまたは本新株予約権が行使された本社債は(償還時または行使時に、そこに付されているか、またはともに引き渡された期限未到来の利札とともに)直ちに消却される。上記のとおり消却された本社債ならびに上記4.(6)(オ)に基づき買い入れられて消却された本社債は、主代理人に送られ、かかる本社債を再発行または再販売することはできない。

(キ) 償還通知

償還等に関して、当社が本社債権者に対して行う通知には、当該通知日における転換価額、当該通知の実務上可能な直前日における当社普通株式の終値、償還予定日、償還額、新株予約権の行使が可能な期間の末日および当該通知の実務上可能な直前日における未償還の本社債の額面金額の総額を記載する。

(ク) 借替証券

当社は、当社または資金調達子会社(下記に定義する。)が当該償還、取得または買入れ日以前の12ヶ月間に、償還、取得または買入れがなされる本社債の額面金額の総額(および、もしあれば、その未払残高)以上の元本総額、払込金額総額または額面総額で借替証券(下記に定義する。)を発行および販売することにより資金を調達した限度で行う場合でない限り、上記4.(6)(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)および5.(12)に基づく本社債の償還、買入れまたは取得を行わないことを意図している。

「資金調達子会社」とは、当社または当社の関係会社が使用する資金を調達する会社 機能を有する当社の子会社をいう。

「借替証券」とは、下記(i)から(iv)までの証券または債務をいい、下記(ii)ないし(iv)に関しては、(a)本優先出資証券の発行日における本優先出資証券に係る資本性と同等以上の資本性を有していると(格付機関から)評価されており、(b)本社債の「借替証券」である旨公表されているものをいう。

- (i) 当社普通株式
- (ii) 同順位証券
- (iii) 同順位劣後債務
- (iv) 当社のその他一切の証券または債務

「同順位証券」とは、資金調達子会社によって発行された証券(本優先出資証券を除く。)で、その配当に係る権利が、当社の財政状態および経営成績を参照して決定され、かつ、当該証券の当該資金調達子会社および当社との関係での劣後性の位置づけが、本優先出資証券のSD Preferred Capital Limitedおよび当社との関係での劣後性の位置づけと実質的に同等の順位であるものをいう。

「同順位劣後債務」とは、資金調達子会社により引き受けられる当社の劣後債務(本社債および本永久社債(下記に定義する。)を除く。)であって、(i)同順位証券の発行手取金により資金が調達され、(ii)かかる同順位証券と同一の通貨建てであり、(iii)かかる同順位証券の残余財産分配優先額の合計金額以上の元本金額であり、(iv)各利払日がかかる同順位証券の配当支払日またはその前後の日であり、(v)各利払日において支払われる利息の金額が当該各利払日と同時に到来する配当支払日に支払われるかかる同順位証券の配当金額とほぼ同額であり、(vi)当社の清算時における支払条件が、清算時等支払条件(下記6.に定義する。)と実質的に同じであり、かつ(vii)当社の一般債務であるものをいう。

(7) 利息支払の方法および期限

(ア) 本新株予約権付社債の要項に定める一定の条件に従い、本社債の利息は、半年毎に 毎年4月20日および10月20日の利払日に後払いされ、各社債の額面金額あたり 2,422,220円とする。ただし、初回の利払いは本社債の発行日から(当日を含む。)2010年4月20日まで(当日を除く。)の期間について各社債の額面金額あたり 2,537,195円とし、最終の利払いは、2014年10月20日から(当日を含む。)満期日まで (当日を除く。)の期間について各社債の額面金額あたり101,759円とする。

本(7)(ア)に基づき、利息が支払われる日を「利払日」という。

発行日から(当日を含む。)初回利払日まで(当日を除く。)の期間およびそれ以降は各利払日から(当日を含む。)翌利払日まで(当日を除く。)の各期間を利息期間と言い、利息期間に満たない期間の利息計算をする場合には、1年を1ヶ月30日の12ヶ月からなる360日として計算し、1ヶ月に満たない場合には、実日数に基づき計算し、得られた金額の円単位未満を四捨五入して計算される。

利息の停止

下記(i)から(iii)までの場合、各本社債の利息は、それぞれに定める日以降、発生し

ないものとする。

- (i) 本新株予約権が行使された場合:本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利払日(当該行使に係る本新株予約権の行使の効力発生日が初回の利払日以前である場合には発行日)
- (ii) 下記5. (12) または(13) により当社が本新株予約権付社債を取得した場合: その 取得日
- (iii) 償還日(本社債の元金の支払いが不当に留保もしくは拒絶された場合または本 社債の元金の支払いに関して不履行が生じている場合を除く。)

上記(iii)の場合、かかる留保、拒絶または不履行の日から、(a)本社債権者もしくはその代理人が当該本社債に関して期限が到来している一切の金額を受領した日、または(b)全ての本社債に関して期限の到来している一切の金額を受領した旨を主代理人が本社債権者に対して通知した日の7日後の日(主代理人がかかる金額の受領後に本新株予約権付社債の要項に基づいて本社債権者に対して行うかかる金額の支払に主代理人による不履行が生じた場合は、この限りでない。)のうち、いずれか早く到来する日までの間、引き続き本社債の利率で利息が発生する。

(イ) 不当な利息の未払い

本(7)に従い期限が到来し、かつ支払われるべき利息の支払いが不当に留保もしくは 拒絶またはその他の事由により支払われない場合、かかる留保、拒絶または不履行の 日から、(a)本社債権者もしくはその代理人が当該未払利息に関して期限が到来して いる一切の金額を受領した日、または(b)当該未払利息に関して期限の到来している 一切の金額を受領した旨を主代理人が本社債権者に対して通知した日の7日後の日 (主代理人がかかる金額の受領後に本新株予約権付社債の要項に基づいて本社債権 者に対して行うかかる金額の支払に主代理人による不履行が生じた場合は、この限り でない。)のうち、いずれか早く到来する日までの間、当該未払利息の金額に、本社 債の利率で利息が発生する。

(ウ) 強制停止

- (i) 財務事由(下記に定義する。)が直近の連結財務諸表の作成日現在において生じている場合、当社は、かかる連結財務諸表の作成日の直後の利払日の属する月の第3営業日(以下「通知日」という。)までに本新株予約権付社債の要項に従って本社債権者に対し通知を行うことにより、当社は当該利払日における本社債の利息の支払いの全部を繰り延べる。
- (ii) 分配可能額制限(下記4.(7)(オ)に定義する。)または配当制限(下記4.(7)(カ)に定義する。)が効力を生じている場合、当社は、通知日までに本新株予約権付社債の要項に従って本社債権者に対し通知を行うことにより、当社は、下記4.(7)(オ)および(カ)に従い、当該利払日における本社債の利息の支払いの全部または一部を繰り延べる。

上記(i)および(ii)の本社債権者に対するそれぞれの通知を「強制停止通知」という。 上記(i)および(ii)の事由をそれぞれ「強制停止事由」といい、強制停止事由の発生 により繰り延べられて支払われなかった利息の未払金額を「強制停止金額」という。

強制停止金額には、当該強制停止事由が生じていなければ当該利息が支払われるべきであった利払日(以下「強制停止利払日」という。)から(当日を含む。)下記4.(7)(ク)に従って強制停止金額が弁済される日まで(当日を除く。)、かかる本社債の利率で利息が発生する(なお、当該強制停止金額に関する当該追加利息に対する利息は発生しない。)。ただし、強制停止利払日に係る強制停止金額が、かかる強制停止利払日から20回目の利払日(以下「強制停止利息消滅日」という。)までに弁済されない場合、かかる強制停止金額およびその追加利息につき、その支払義務は消滅し、強制未払残高の一部を構成しなくなるものとする。各本社債に関して、ある時点で未払いであるすべての強制停止金額およびその追加利息の総額を、かかる本社債の「強制未払残高」という。上記4.(6)(ア)、(イ)、(ウ)または(エ)に基づく強制未払残高の支払いを除き、強制未払残高は、かかる強制未払残高の支払日まで(当日を含む。)の6ヶ月間に当社が受領した代替利息弁済方式手取金(下記4.(7)(ク)に定義する。)以外の資金から支払われないものとする。

上記4.(6)(ア)、(イ)、(ウ)または(エ)に基づく強制未払残高の支払いを除き、強制停止事由が発生した場合、当社は、当該強制停止事由に係る強制停止利払日から1年以内に(当該1年の期間の末日を「強制停止利払最終期日」という。)、代替利息弁済方式手取金から、(a)関連する強制停止利払日に係る強制停止金額およびその追加利息、ならびに(b)当該強制停止利払日の直後の利払日に当該利払日における利息の支払いが本(ウ)に従い繰り延べられる場合には、当該利払日に係る強制停止金額およびその追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能(下記に定義する。)な限りの合理的な努力をするものとする。

「財務事由」とは、(a) 当該利払日の直前の2連続事業年度にわたり、直近の年次連結 財務諸表に基づいて計算されたEBITDAマージン(下記に定義する。)が4%未満であ る場合、または(b) 当該利払日の直前の2連続半期にわたり、当社の直近の連結財務諸 表に基づいて計算された総資本(下記に定義する。)に対する純負債(下記に定義す る。)の割合が80%を超えた場合のいずれかの場合をいう。

「EBITDAマージン」とは、ある連結財務諸表について、(i)当該連結財務諸表にそれぞれ表示される営業利益および減価償却費の合計を分子とし、(ii)当該連結財務諸表に表示される売上高を分母とする分数を百分率で表したものをいう。

「連結財務諸表」とは、日本において一般的に公正妥当と認められている会計原則に 従い作成される、当社の公表された監査済連結財務諸表または(事業年度中の第2四 半期に係る財務諸表の場合は)四半期レビュー済連結財務諸表(貸借対照表、損益計 算書およびキャッシュ・フロー計算書を含む。)をいう。

「総資本」とは、直近の連結財務諸表に基づいて計算された純負債と純資産の合計をいう。

「純負債」とは、当社の連結財務諸表に基づいて計算される有利子負債(短期または長期を問わず、連結財務諸表に表示される借入金、社債、転換社債型新株予約権付社債およびコマーシャル・ペーパーの合算額をいう。)から現金および現金同等物を控除したものをいう。

「純資産」とは、当社の連結財務諸表に計上される純資産(連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則(その後の改正を含む。)において言及されている純

資産をいう。)をいう。

「営利事業として実行可能」とは、証券の発行、募集または販売(債務負担行為を含む。)に関して、当社またはその子会社の証券の取引に重大な障害を生じさせない場合をいい、当該証券または債務に関して支払われ得る価格、利率または配当率の水準は考慮されない。

(エ) 任意停止

強制停止事由および強制支払事由(下記4.(7)(キ)に定義する。)のいずれも発生しておらず、かつ継続していない場合、当社は、その裁量にて、利払日の直前の通知日までに、本新株予約権付社債の要項に従って本社債権者に対し通知(以下「任意停止通知」という。)を行うことにより、かかる利払日における本社債の利息の支払いの全部または一部を繰り延べることができる(当該繰延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」という。)。

上記にかかわらず、

- (a) 同順位劣後債務の利息の支払日に、当該同順位劣後債務に対する利息の全部または一部が支払われた場合、当社は、かかる支払いが行われた日の直後の利払日または(同順位劣後債務の予定されている支払日が利払日と同じである場合(この判断をするに際して、適用ある休日調整は考慮しない。)は)かかる支払いが行われた日に到来した利払日に、任意未払残高の全部を支払う。
- (b) 同順位劣後債務の繰延利息の支払日に、当該同順位劣後債務に対する繰延利息の全部または一部が支払われた場合、当社は、かかる支払いが行われた日の直後の利払日または(同順位劣後債務の予定されている支払日が利払日と同じである場合(この判断をするに際して、適用ある休日調整は考慮しない。)は)かかる支払いが行われた日に到来した利払日に、任意未払残高を比例案分により支払う。

任意停止金額には、任意停止によらなければ利息が支払われるべきであった利払日 (以下「任意停止利払日」という。)から(当日を含む。)任意停止金額が全額弁済される日まで(当日を除く。)、本社債の利率で利息が発生する(なお、当該任意停止金額に対する当該追加利息に対する利息は発生しない。)。ただし、以下のいずれかに該当する場合、当該任意停止金額は強制停止金額になったものとみなされ(かかる任意停止金額の追加利息は強制停止金額の追加利息になったものとみなされる。)、かかる金額には上記4.(7)(ウ)に記載される規定が適用され(かかる任意停止利払日は、かかる金額の強制停止利息消滅日を決定するために用いられる。)、当該時点での強制未払残高の一部となり、当該時点での任意未払残高の一部ではなくなる。上記4.(7)(ウ)に関して、当該任意停止金額が強制停止金額とみなされた日は、強制停止利払日として取り扱われる。

- (i) 当該任意停止金額がこれに関する任意停止利払日後10回目の利払日以前に弁済 されない場合
- (ii) 当該任意停止金額が弁済されない間に強制停止事由が発生した場合
- (iii) いずれかの強制利払日(下記4.(7)(キ)に定義する。)に、任意未払残高(当該任意停止金額を含む。)の総額(同順位劣後債務について任意に繰り延べられた利息およびこれに対する追加利息(もしあれば)を加算する)が、当該日にお

ける分配可能額(会社法その他の法令に従って計算される当社の分配可能額をいう。)から関連する強制支払事由に関して支払われる金額(および同順位劣後債務について当該日に強制的に支払われる額(この判断をするに際して、適用ある休日調整の効果は考慮しない。))を控除した金額を超える場合

未払いであって、上記に従って強制停止金額になったものとはみなされていないすべての任意停止金額およびその追加利息の総額を「任意未払残高」という。

当社が任意未払残高の一部のみを支払う場合、かかる一部支払は、任意停止金額およびその追加利息の発生順に充当される。

(才) 分配可能額制限

各利払日に係る通知日の直前の営業日まで(当日を含む。)に、当社は、当該日現在の分配可能額を計算し、当該分配可能額が、当該利払日に支払われるべきその時点で残存するすべての本社債に関する利息金額の総額を下回るか否かを確定する(下回る場合に適用される制限を「分配可能額制限」という。)。分配可能額制限が適用される場合、当社は、当該利払日に、強制停止通知に記載された分配可能額をかかる利払日に残存する本社債の数で除した金額(0円となる場合もある。)を各本社債の利息として支払う。かかる利払日に関して分配可能額がない場合、かかる利払日に利息は支払われない。

上記にかかわらず、ある利払日に関し、当該利払日に係る通知日の前日から(当日を含む。)当該利払日まで(当日を含む。)の期間中に、同順位劣後債務に関して利息が支払われた場合または支払われる場合(この判断をするに際して、本社債および当該同順位劣後債務に関する休日調整の効果は考慮しない。)、上記に従って支払うべき各本社債の利息額を決めるために使用されるはずであった分配可能額は、下記の計算式により算出される金額に調整される(円単位未満四捨五入)。

調整後
$$DA \times \frac{A}{A + B}$$

「DA」とは、停止通知に記載された分配可能額をいう。

「A」とは、当該利払日に残存するすべての本社債に関して当該利払日に支払われるはずであった利息金額の総額をいう。

「B」とは、当該利払日に係る通知日の前日から(当日を含む。)当該利払日まで(当日を含む。)の期間内に利息(全額であるか一部であるかを問わない。)が支払われた(この判断をするに際して、本社債および当該同順位劣後債務に関する休日調整の効果は考慮しない。)同順位劣後債務に関して支払われるはずであった利息金額の総額をいう。

(カ) 配当制限

いずれかの計算期間(下記に定義する。)に関して、当社が既に発行し、または今後発行する株式で、配当および清算時の権利に関して当社普通株式に優先するもの(複数の種類の株式がこれに該当する場合は、配当の支払に関して最上位のもの)(以下「本優先株式」という。)に関する配当をしなかった場合、または全額に満たない金額で配当した場合(以下「配当制限」という。)、本(カ)の規定が適用される。

配当制限に該当する場合、当社は、以下のとおり、配当金の額の割合(以下「配当制限割合」という。)を算出する。

$$DLR = \frac{DP}{FD}$$

「計算期間」とは、ある利払日に関して、当該利払日に先立つ前々利払日に係る通知日から(当日を含む。)当該利払日に係る通知日の前日まで(当日を含む。)の期間をいう。

「DLR」とは、配当制限割合をいう。

「DP」とは、当該計算期間中に本優先株式について支払われた配当金の額をいう。

「FD」とは、当該計算期間中に本優先株式について支払われるはずであった配当金全額をいう。

配当制限に該当する場合、当該計算期間の末日の直後の利払日において支払われる各本社債の利息の金額 (0円となる場合もある。) は、利息金額に配当制限割合を乗じた金額とする (分配可能額制限により制限または禁止されない範囲に限るものとし、かつ、清算事由 (下記6. に定義する。) または更生事由(下記に定義する。)が生じた場合にはその効力に従うものとする。)。

「更生事由」とは、管轄権を有する日本の裁判所が、(i) 会社更生法の規定に基づく 更生手続開始決定をした場合、または(ii) 民事再生法の規定に基づく再生手続開始 決定をした場合をいう。

(キ) 強制支払い

強制支払事由(下記に定義する。)が生じた強制支払参照期間(下記に定義する。) の末日の直後の利払日を、当該強制支払事由に関する「強制利払日」という。

上記4. (7)(ウ)、(オ)および(カ)にかかわらず、強制未払残高が残存している間に、強制支払事由が生じた場合、当社は、当該強制支払事由に係る強制利払日の後の2回目の利払日以前の利払日(以下「強制支払最終期日」という。)に、代替利息弁済方式手取金から、当該強制利払日に関する利息金額全額とともに、当該強制利払日現在のすべての強制未払残高を弁済すべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うものとする。

「強制支払事由」とは、強制支払参照期間中に、以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

(i) 当社が、当社普通株式およびその時点で残存する当社のその他すべての種類の株式(その時点で残存する本優先株式がある場合は本優先株式および配当を受ける権利に関して本優先株式と同順位となることが明示的に規定されている株式を除く。以下併せて「劣後株式」という。)のいずれかに関して配当金(中間配当および全額に満たない配当を含む。)を支払う旨の決議をした場合または支払いを行った場合

- (ii) 当社が劣後株式の買入れまたは償還をする場合。ただし、以下のいずれかの事由により劣後株式の保有者から当社が買い取る場合を除く。
 - ① 会社法第192条第1項に基づき、劣後株式の単元未満株主から当該単元未満株式に係る買取請求がなされた場合
 - ② 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項および第806条第1項に基づき、当社の組織再編に反対する株主がその劣後株式について当社による買取りを請求した場合
 - ③ 会社法第116条第1項に基づき、当社の行為に反対する株主がその劣後株式について当社による買取りを請求した場合

「強制支払参照期間」とは、いずれかの利払日に関して、当該利払日の直前の利払日に関する通知日から(当日を含む。)当該利払日に関する通知日の前日まで(当日を含む。)の期間をいう。

上記4. (7) (エ) にかかわらず、いずれかの強制利払日に、(a) 強制停止事由が継続しておらず、かつ(b) 当該日における分配可能額から当該強制支払事由に関して支払われる金額(および同順位劣後債務について当該強制利払日に強制的に支払われる額(この判断をするに際して、適用ある休日調整の効果は考慮しない。))を控除した額が任意未払残高(同順位劣後債務について任意に繰り延べられた利息およびこれに対する追加利息(もしあれば)を加算する)を超える場合、任意未払残高は、当該強制利払日および/またはかかる強制利払日の翌利払日に、その全額または一部が支払われる。ただし、当該強制利払日に、かかる任意未払残高について支払いが行われない場合、またはかかる任意未払残高の一部のみが支払われた場合、かかる任意未払残高の残額のすべてが、かかる強制利払日の翌利払日に支払われる。

(ク) 代替利息弁済方式

- (i) 上記4.(6)(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)に基づく強制未払残高の支払いを除き、当社は、(a)上記(ウ)に従い関連する強制停止利払最終期日以前に本社債権者および利札保有者に対して行う強制停止金額およびその追加利息の支払い、ならびに(b)上記(キ)に従い関連する強制支払最終期日に本社債権者および利札保有者に対して行う強制未払残高の支払いを行う義務を、かかる強制停止金額または強制未払残高を支払う日まで(当日を含む。)の6ヶ月間に、下記①から③までのいずれかの方法(またはそれらの組み合わせ)により取得した純手取金(発行に関する引受会社もしくは販売会社の報酬、手数料または割引その他の費用を差し引いたもの)(以下「代替利息弁済方式手取金」という。)を充当することにより履行するものとする。
 - ① 当社の関連会社等(下記に定義する。)以外の者に対する当社普通株式の販売、発行または募集(当該方法により取得した純手取金による弁済を以下「普通株式利息弁済」という。)
 - ② 当社の関連会社等以外の者に対するその他株式の販売、発行または募集(当該方法により取得した純手取金による弁済を以下「その他株式利息弁済」という。)

③ 当社の関連会社等以外の者またはSD Preferred Capital Limitedに対する追加証券の販売、発行または募集(これに基づき、かかる会社が当社の関連会社等以外の者に対して当該追加証券の額面金額と同額の残余財産分配優先額で、本優先出資証券を追加的に発行および販売する場合)(当該方法により取得した純手取金による弁済を以下「追加発行利息弁済」という。)

上記いずれの場合においても、当社は、本社債権者に対して、強制未払残高の全部または一部の弁済のために設定された日の30営業日以上前までに、どの代替利息弁済方式またはどのように組み合わせた代替利息弁済方式が用いられるのかの説明を含む通知を本新株予約権付社債の要項に従い行うものとする。

普通株式利息弁済、その他株式利息弁済および追加発行利息弁済のそれぞれを以下「代替利息弁済方式」という。

「関連会社等」とは、当社の子会社および連結財務諸表の用語、様式および作成 方法に関する規則(その後の改正を含む。)の第2条第7項で定義される関連会社 に該当する会社をいう。

「その他株式」とは、当社普通株式以外の、配当に関する権利が非累積であり、 償還期間の定めのない当社が直接発行したまたは発行する株式または優先株式 (本優先株式を含む。)のうち、本優先出資証券の発行日における本優先出資証 券に係る資本性と同等以上の資本性を有するものと格付機関に認められたもの をいう。

「追加証券」とは、(発行日からではなくその証券に係る発行の日から利息が発生することを除き)当初発行される本社債と同一の内容の証券をいう。

- (ii) 上記(i)にかかわらず、当社は、下記①から③までに該当する場合、強制停止 金額およびその追加利息または強制未払残高を支払う義務を履行することがで きない。
 - ① その他株式利息弁済により支払う場合で、当該その他株式利息弁済に関して 募集または販売されるその他株式の残余財産分配優先額の総額が、強制未払 残高の弁済のために以前に発行されたその他株式の残余財産分配優先額の 総額と合わせて、発行日に当初発行された本社債の当初額面金額の総額の 25%を超える場合
 - ② 追加発行利息弁済により支払う場合で、当該追加発行利息弁済に関して募集 または販売される追加証券の額面総額が、強制未払残高の弁済のために以前 に発行された他の追加証券の額面総額と合わせて、発行日に当初発行された 本社債の当初額面金額の総額の15%を超える場合
 - ③ その他株式利息弁済もしくは追加発行利息弁済またはそれらの組み合わせにより支払う場合で、当該その他株式利息弁済もしくは当該追加発行利息弁済またはそれらの組み合わせに関して募集または販売されるその他株式の残余財産分配優先額の総額もしくは追加証券の額面総額またはそれらの合計額が、強制未払残高の弁済のために以前に発行されたその他株式の残余財産分

配優先額の総額および追加証券の額面総額と合わせて、発行日に当初発行された本社債の当初額面金額の総額の25%を超える場合

本(ii)が適用されることにより、関連する強制停止利払最終期日または強制支払 最終期日までに代替利息弁済方式により弁済されない強制停止金額およびその 追加利息または強制未払残高は、引き続き強制停止金額(強制未払残高の一部を 構成する。)または強制未払残高となり、下記(iv)が適用される。本(ii)により、 当該強制停止金額およびその追加利息または強制未払残高が当該強制停止利払 最終期日または強制支払最終期日までに全額弁済されない場合、当社は、本社債 権者に対し、当該強制停止利払最終期日または強制支払最終期日に先立つ5営業 日以上30営業日以内に、当該強制停止金額およびその追加利息または強制未払残 高が全額弁済されない旨の通知を本新株予約権付社債の要項に従い行うものと する。

(iii) 上記4. (7) (ウ)および(キ)にかかわらず、(i)下記の証明書の日付までの1年間に市場混乱事由(下記に定義する。)が存在しており、(ii)①当該1年間にわたり市場混乱事由が継続していた場合、または②市場混乱事由が継続していたのはその期間の一部のみであったが、その残りの期間にすべての強制停止金額およびその追加利息または強制未払残高を支払うために十分な代替利息弁済方式手取金を得ることが、合理的な努力を行っても当社にとって営利事業として実行可能ではなかった場合、当社は本新株予約権付社債の要項に従い、本社債権者に対し、強制停止利払最終期日または強制支払最終期日に先立つ5営業日以上30営業日以内に、上記の事実を証明する証明書を提出することにより、当該強制停止利払最終期日または強制支払最終期日における代替利息弁済方式に基づく当該強制停止金額およびその追加利息または強制未払残高を弁済するための合理的な努力をする義務を負わず、下記(iv)に従うこととなる。

「市場混乱事由」とは、劣後株式または同順位劣後債務がその時点で上場または 取引されている金融商品取引所において、証券全般の取引が停止またはその決済 全体が大幅に中断していることをいう。

(iv) 上記(ii)または(iii)により、強制停止金額およびその追加利息または強制未払残高の全部または一部が、関連する強制停止利払最終期日または強制支払最終期日までに、代替利息弁済方式によって弁済されない場合、当該強制停止利払最終期日または強制支払最終期日をそれぞれの1年後の日とみなして上記4.(7)(ウ)および(キ)ならびに本(iv)の規定の適用が継続され、上記4.(7)(ウ)および(キ)に基づく当社の合理的な努力義務は、当該強制停止利払最終期日または強制支払最終期日の後も継続する。ただし、当社のかかる合理的な努力義務は、強制停止金額(強制未払残高の一部を構成する強制停止金額を含む。)に関して、かかる強制停止金額に関する強制停止利息消滅日に消滅する。

上記(ii)または(iii)の運用により、当社が、関連する強制停止利払最終期日または強制支払最終期日までに(当日を含む。)、当該強制停止金額およびその追加利息または強制未払残高を支払うために必要な代替利息弁済方式手取金の一部のみを調達することができる場合、当該代替利息弁済方式手取金は、当該強制停止利払最終期日または強制支払最終期日に、その発生順に当該強制停止金額およびその追加利息または強制未払残高の支払いに充当される。

(ケ) 停止通知

当社が交付する停止通知(強制停止通知または任意停止通知をいう。)には、適用される停止事由(強制停止事由または任意停止の発生をいう。)および利息が停止または減額される理由を記載する。複数の停止事由が発生し、かつ継続している場合、当社は、最も制約の強い利払条件に係る事由を対応する停止通知に記載し、本新株予約権付社債の要項に基づき、当該最も制約の強い利払条件に従って利息の支払いを停止し、または減額した利息を支払うものとする。

(8) 支払方法

元金、利息および未払残高の支払いは、主代理人の日本国外における指定事業所において、 本社債券または利札の呈示および引渡しと引換えに行われる。かかる支払いは、日本の銀 行振出しの円建て小切手または受取人が日本の銀行に保有する円建て口座への送金によっ て行われる。

当初の主代理人は、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.とし、その当初指定事業所は、1B, Parc d'Activité Syrdall, L-5365 Munsbach, Grand Duché de Luxembourgに所在する。

(9) 本社債の担保または保証 本社債は物上担保または保証を付さないで発行される。

5. 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

240個と本新株予約権付社債券の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を条件として発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額の合計額を100,000,000 円で除した個数との合計数

- (2) 本社債に付する本新株予約権の数 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。
- (3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととする。
- (4) 本新株予約権の割当日2009年10月14日
- (5) 本新株予約権の目的である株式の種類および数の算定方法
 - (ア) 種類

当社普通株式

(イ) 数

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記5.(5)(ウ)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(ウ) 転換価額

(i) 当初転換価額

当初の転換価額は、2009年10月13日の株式会社東京証券取引所における当社普通株

式の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の取引日(下記に定義する。)の終値)に1.6を乗じた金額とする(円単位未満四捨五入)。

「取引日」とは、関連取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

(ii) 転換価額の調整

転換価額は、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額により、新たに当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合(2009年9月29日開催の取締役会決議における当社普通株式の発行を除く。)、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式(但し、当社の保有する当社普通株式を除く。)の総数をいう。

 調整後転換 価額
 画額
 無難行株 大数
 大数
 発行または 外の払 外の投入
 上級分株式数
 上級分本式数
 上級公本式数
 上級公本式
 上級公本式

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行または移転を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行その他一定の事由が生じた場合(当社または子会社等の役職員等に対する本株式または他の証券の発行等を除く。)にも適宜調整される。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するもの とし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。なお、株式取得日(下記5.(9) に定義する。)において、未払残高の支払いはなされない。利息の支払いについては、上 記4.(7)に従う。

(7) 本新株予約権を行使することができる期間

2009年10月15日から(当日を含む。)2014年10月21日の銀行営業終了時(行使請求地時間)まで(当日を含む。)とする。但し、(i)本社債が上記4.(6)(イ)、(ウ)および(エ)のいずれかにより償還される場合、当該償還日の3東京営業日(東京において銀行が営業を行っている日をいう。)前の日の営業時間終了時まで、または(ii)本社債が上記4.(6)(オ)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時までとする。ただし、本新株予約権は、(x)2014年10月21日より後、(y)任意取得通知(下記5.(12)に定義する。)の日から(当日を除く。)任意取得日(下記5.(12)に定義する。)まで(当日を含む。)の期間、および(z)2014年10月19日および強制取得日(下記5.(13)に定義する。)には行使することはできない。

上記にかかわらず、行使される本新株予約権の付された本新株予約権付社債に係る株式取得日が各本基準日(下記に定義する。)の3東京営業日前の日から(当日を含まない。)各本基準日まで(当日を含む。)の期間のいずれかの日にあたる場合には、本新株予約権を行使することはできない。本基準日が東京営業日ではない場合、行使される本新株予約権の付された本新株予約権付社債に係る株式取得日が各本基準日の4東京営業日前の日から(当日を含まない。)各本基準日の直後の東京営業日まで(当日を含む。)の期間のいず

れかの日にあたる場合には、本新株予約権を行使することはできない。

「本基準日」とは、当社普通株式に係る剰余金の配当その他の分配を受領するまたは権利 を行使する者を決定するために当社が定款に従い定める、またはその他当社が定める基準 日をいう。

(8) 本新株予約権行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(9) 本新株予約権行使の効力

主代理人に本新株予約権付社債券および行使通知が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日(以下「預託日」という。)の午後11時59分(ロンドン時間、日本時間では翌暦日。以下「株式取得日」という。)に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(10) 新株予約権行使請求受付場所

上記4. (8) 記載の当初の主代理人の指定事業所と同じ。

(11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(12) 現金および株式を対価とする本新株予約権の取得事由

上記4. (6) (ク) および当社普通株式が関連取引所に上場されていることを条件として、当社は、本新株予約権付社債の要項に従い、本社債権者に対する任意取得日の30営業日以上60営業日以内の事前の通知(以下「任意取得通知」という。)を行うことにより、2014年10月15日から(当日を含む。)2014年10月19日まで(当日を含む。)の期間中、任意取得日に残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる。当社は、本新株予約権付社債の取得と引換えに、本社債権者に対し、交付財産(下記に定義する。)を交付する。当社は、取得した本新株予約権付社債を消却する。

「関連取引所」とは、株式会社東京証券取引所をいい、当社普通株式が株式会社東京証券取引所に上場されていない場合には、当社普通株式が上場されている日本の主要な金融商品取引所をいう。

「任意取得日」とは、当社が任意取得通知を行う日の後、30営業日以上60営業日以内の日で、任意取得通知において指定する日をいう。

「交付財産」とは、(a)本社債の額面金額相当額、および(b)転換価値(下記に定義する。)から本社債の払込金額を控除した額を1株当たり平均VWAP(下記に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知を行った日から(この日を含まない。)5取引日(関連取引所において売買高加重平均価格が発表されない日を除く。)目の日に始ま

る20連続取引日(以下「VWAP計算期間」という。)における各取引日に関連取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。VWAP計算期間中に、上記5.(5)(ウ)(ii)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される値をいう。

払込金額 _____ × 1株当たり平均 VWAP 最終日転換価額

上記算式において「最終日転換価額」とは、VWAP計算期間の最終日において有効な転換価額をいう。

(13) 本永久社債を対価とする本新株予約権の取得事由

当社は、2014年10月20日(以下「強制取得日」という。)に、残存する本新株予約権付社 債のすべてを取得する。強制取得日になされた本新株予約権付社債に関する当社のいかな る支払いも、本新株予約権付社債の取得の直前になされたものとみなされる。当社は、本 新株予約権付社債の取得と引換えに、本社債権者に対し、取得する本新株予約権付社債の 額面金額と同額の大要ユーロ円建劣後特約付永久社債(以下「本永久社債」という。)発 行要項記載の種類の社債を交付する。当社は、取得した本新株予約権付社債を保有または 消却する。

(14) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

当社は、当社から独立した評価機関による評価結果も勘案し、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析した。今回採用した各種条件を含め、(a)本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、(b)金利減免効果など本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、当社が得ることのできる経済的価値は概ね合っており、本新株予約権の発行価額を無償とすることが合理的であることから、払込を要しないこととする。

6. 劣後特約

当社は、清算事由の発生後速やかに、本新株予約権付社債の要項に従い、本社債権者に対し、 清算事由が発生した事実を通知する。清算事由の発生後の当社の清算手続において、各本社 債権者は、各本社債につき、下記(i)および(ii)を合計した金額(以下「清算時等請求額」 という。)の本社債により証される清算時等請求権(下記に定義する。)を有するものとす る。

- (i) 当該清算事由発生日において本社債権者が保有する未償還の本社債の額面金額
- (ii) (清算事由の発生時において本優先株式が残存していない場合のみ)未払残高 および清算事由発生日が含まれる利息期間にかかる清算事由発生日までの(当日 を除く。)未払経過利息(もしあれば)

かかる本社債に基づく清算時等請求権は、清算時等支払条件が充足された場合のみ、かつ、 関連する清算事由発生日に本優先株式が残存する場合には本社債残余財産分配額(下記に定

義する。) の範囲内でのみ、支払いの対象となるものとする。

「清算事由」とは、下記のいずれかの事由が生じた場合をいう。

- (i) 当社により、または当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算または 特別清算を含む。)が開始される場合
- (ii) 管轄権を有する日本の裁判所が、破産法の規定に基づく破産手続開始決定をした場合
- (iii) 管轄権を有する日本の裁判所が、会社更生法の規定に基づく当社の事業の全部 の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

「清算時等請求権」とは、清算事由により開始される当社の清算手続における各本社債権者 の本社債に関する請求権であって、本社債により証されるものをいう。

「清算時等支払条件」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- (i) 当社の清算において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払いを受けまたは弁済される権利を有する当社の債権者が保有するすべての上位債務(下記に定義する。)が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合
- (ii) 当社の更生手続において、当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の 認可決定が最終的なものとして確定し、最終的なものとして確定した更生計画に 記載されたすべての上位債務が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、 またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

「上位債務」とは、本社債、本劣後保証契約(下記に定義する。)に基づく劣後保証、同順位劣後債務および同順位劣後保証(下記に定義する。)に関する当社の債務を除く、当社の劣後債務(ボンド、ノートおよびディベンチャーに関する債務を含む。)を含む当社のあらゆる債務をいう。

「本劣後保証契約」とは、2009年10月14日付で当社およびSD Preferred Capital Limited の間で本優先出資証券に関して締結される劣後保証契約をいう。

「同順位劣後保証」とは、同順位証券に関する劣後保証であって、その劣後性に関する順位が本劣後保証契約に基づく当社の債務と実質的に同等であり、かつ特に清算事由発生後の当社の清算時における支払いについて、清算時等支払条件に従うものをいう(ただし、債権者の一般的な権利の実行に関するまたはこれに影響を与える日本法に基づく手続的な制限には服するものとする。)。

「本社債残余財産分配額」とは、各本社債の金額で、関連する清算事由発生日において本優 先株式が残存している場合に、本社債の清算時等請求額に対する支払金額の割合が、各本優 先株式の残余財産分配優先額全額に対する当社の清算に際して各本優先株式について支払 われる残余財産分配額の割合と同一となるような額をいう。

7. 特約

(1) 期限の利益の喪失に関する特約

上記4.(6)、5. および6. に基づき支払期限が到来する場合を除き、本社債の元金および利息の支払いについて、期限が繰り上げられまたは到来することはない。

(2) 追加金の支払い

法律により要求される場合を除き、本社債に関する元金および利息は、日本国またはその 課税当局もしくは課税権限を持つ日本国の機関によりまたはこれらのために課される現在 または将来の公租公課を源泉徴収または控除することなく、当社により支払われる。かか る源泉徴収または控除が法律により要求される場合は、当社は、一定の場合を除き、本社 債権者および利札所持人の受領するかかる源泉徴収または控除後の純額が当該源泉徴収ま たは控除がなければ受領できたであろう金額と等しくなるような必要な追加金額(以下「追 加金額」という。)を支払う。

(3) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

当社は、上位債権者の不利益となる本新株予約権付社債の要項の変更をせず、かかる変更は上位債権者に対して効力を生じない。これについては、英国の1999年契約(第三者の権利)法が、上位債権者のために適用される。

「上位債権者」とは、当社の現在または将来の債務に係る債権者であって、本社債権者、 同順位劣後債務の債権者または同順位劣後債務に劣後する当社の債務の債権者以外の者を いう。

8. 準拠法 英国法

9. 募集方法

第三者割当の方法によりSD Preferred Capital Limitedに総額を割り当てる。

10. 資金の使途

有利子負債の返済

11. 発行可能株式総数の留保

当社は、未行使の本新株予約権の全部が行使された場合に発行される可能性のある株式数を 常時当社の発行可能株式総数から発行済株式(自己株式を除く。)の総数を控除して得た数 の中に留保する。

(別紙 4)

本別紙4に定義される用語は本別紙のみに適用されます。

ユーロ円建交換権付永久優先出資証券の概要

1. 証券の名称

ユーロ円建交換権付永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」という。)

2. 発行会社

SD Preferred Capital Limited (以下「発行会社」という。)

3. 保証

本優先出資証券の保有者(以下「本優先出資証券保有者」という。)に対する配当金、償還金および残余財産分配優先額の支払いに関し、当社による劣後保証が付される。

4. 格付け

BBB-/JCR

5. 券面様式

記名式額面優先出資証券

6. 発行価格

1口当たり100,000,000円

発行総額

24,000,000,000円 (240口)

8. 残余財産分配優先額

1口当たり100,000,000円

9. 発行日

2009年10月14日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により株式会社みずほコーポレート銀行に75口、みずほ信託銀行株式会社に35口、興銀リース株式会社に30口、東京センチュリーリース株式会社に30口、富国生命保険相互会社に30口、芙蓉総合リース株式会社に20口、株式会社損害保険ジャパンに10口およびみずほキャピタル株式会社に10口を割り当てる。

11. 償還期限

なし(ただし、任意償還、税制事由による償還および特別事由による償還ならびに現金および当社普通株式による償還を除く。)

12. 任意償還

発行会社の定款(以下「定款」という。)の規定に従い、2014年10月20日以降、発行会社は、本優先出資証券保有者に対し、30営業日以上60営業日以内の事前の通知を行うことにより、配当支払日に、本優先出資証券の全部または一部を本優先出資証券1口当たり100,000,000円の償還価格で、償還日まで(当日を除く。)の配当期間に係る未払配当およびすべての未

払残高の支払いとともに償還することができる。

「未払残高」とは、当社2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付) (以下「本新株予約権付社債」という。)または当社による本新株予約権付社債の取得にあ たり発行されることがあるユーロ円建劣後特約付永久社債(以下「本永久社債」といい、本 新株予約権付社債とあわせて「本社債」という。)の発行要項(以下「本社債の要項」と総 称する。)に定める本社債の条件と同等の条件により本優先出資証券の配当が繰り延べられ た場合の未払配当金額およびこれに係る追加配当の合計額をいう。

13. 税制事由による償還

定款の規定に従い、税制事由が発生し、かつ継続している場合、発行会社は、本優先出資証券保有者に対し、30営業日以上60営業日以内の事前の通知を行うことにより、いつでも、本優先出資証券の全部または一部を本優先出資証券1口当たり100,000,000円の償還価格で、償還日まで(当日を除く。)の配当期間に係る未払配当およびすべての未払残高の支払いとともに償還することができる。かかる償還の通知を行う前に、発行会社は、主代理人に対して、(a)権限ある役員により署名された、発行会社が当該償還を行う権利を有する旨の証明書、ならびに(b)当該分野に精通した発行会社および/または当社の顧問またはその他の税務アドバイザーによる税制事由が生じた旨の意見書を交付する。上記(b)の意見書は、税制事由の発生の最終的な証拠となる。

「税制事由」とは、本優先出資証券について、以下の(i)ないし(iii)のいずれかの事由が発生したことにより、以下の(A)ないし(C)の現実的可能性が生じることをいう。

- (A) 発行会社または当社が、僅少ではない額の追加の公租公課その他政府課徴金を課せられること
- (B) 発行会社に追加金額の支払義務が発生し、または翌配当支払日において追加金額の 支払義務が発生すること(発行会社が当該支払義務を免れるために採り得る合理的 な手段をとってもその支払義務を免れられない場合に限る。)
- (C) 本社債の要項に従い、当社に本社債に関する追加金額の支払義務が発生し、または翌利払日において当該追加金額の支払義務が発生すること(当社が当該支払義務を免れるために採り得る合理的な手段をとってもその支払義務を免れられない場合に限る。)
- (i) 関連法域または税制に影響を与える関連法域内のもしくは関連法域の下部行政主体 もしくは税務当局の法律または条約(またはこれらに基づく規則)の改正、解釈の 明確化または変更(変更の予定の公表を含む。)
- (ii) 行政行為等
- (iii) 立法府、裁判所、行政府または権限を有する規制当局による法律または規則の一般 的な適用、公式見解または公的解釈の変更

上記(i)ないし(iii)のいずれの場合も、改正、解釈の明確化、変更また行政行為が知られることとなった形式を問わないが、発行日以降に、上記改正、解釈の明確化、変更もしくは行政行為の効力が生じ、または解釈もしくは変更が発表された場合に限る。

「追加金額」とは、発行会社が、(i)発行会社が設立されまたは税務上居住者であるとみなされる管轄地、(ii)発行会社が本優先出資証券に関する支払いを行う管轄地、もしくは(iii)これらの管轄地の行政下部組織もしくは税務当局(以下各々「関連税務管轄地」という。)により、または関連税管轄地のために課されまたは徴収される税金等として本優先出資証券に基づくまたはこれに関連する支払いから一定の金額を源泉徴収または控除することを求

められた場合、当該源泉徴収または控除(追加金額からの源泉徴収または控除を含む。)の後、各本優先出資証券保有者が受領する純額(追加金額を含む。)が、当該税金等の源泉徴収または控除が求められていなかった場合に受領していたであろう金額を下回らないものとなるように必要な追加金額をいう。

14. 特別事由による償還

定款の規定に従い、特別事由が発生し、かつ継続している場合、発行会社は、本優先出資証券保有者に対し、30営業日以上60営業日以内の事前の通知を行うことにより、(i)上場廃止事由の場合は、発行日から(当日を含む。)から2014年10月19日(当日を含む。)までの間、(ii)その他の事由の場合はいつでも、本優先出資証券の全部または一部を本優先出資証券1口当たり100,000,000円の償還価格で、償還日まで(当日を除く。)の配当期間に係る未払配当およびすべての未払残高の支払いとともに償還することができる。かかる償還の通知を行う前に、発行会社は、主代理人に対して、(a)権限ある役員により署名され、発行会社が当該償還を行う権利を有する旨が記載された、特別事由(格付事由、会計事由または特別税制事由のいずれであるか)が明記された証明書、および(b)(x)「格付事由」の定義の(b)に該当する場合は、当該公表資料の写し、または(y)会計事由の場合は、当該分野に精通した独立会計士または監査人による会計事由が生じた旨の意見書、または(z)特別税制事由の場合は、当該分野に精通した発行会社および/または当社の顧問その他の税務アドバイザーによる特別税制事由が生じた旨の意見書を交付する。上記(a)の証明書(または会計事由の場合には、上記(b)(y)の意見書および特別税制事由の場合は上記(b)(z)の意見書)は、特別事由の発生の最終的な証拠となる。

「特別事由」とは、格付事由、会計事由、上場廃止事由または特別税制事由をいう。

① 格付事由

格付機関(株式会社日本格付研究所をいう。)が、本優先出資証券について、本優 先出資証券の発行日時点において格付機関が認めた資本性より低いものとして取り 扱うことを決定した場合であって(本優先出資証券の発行日後の資本性の変更で、 かかる発行日時点で見込まれていたか、または意図されていたものを除く。)、以下 のいずれかの場合をいう。

- (a) 本優先出資証券を上記のように取り扱う旨の決定が格付機関により当社に対して伝えられたとき(口頭であるか書面であるかを問わない。)、または
- (b) 当該事実が証券の資本性の評価基準もしくは格付基準の変更が公表されている 資料(報告書その他の方法による場合を含む。)から容易に確認できるもので あるときをいう。

② 会計事由

本優先出資証券について、日本において一般的に公正妥当と認められている会計原則上、本優先出資証券の発行によって調達した資金を、連結財務諸表において純資産として計上できなくなった場合をいう。ただし、発行会社普通株式の償還もしくは払戻しまたは当社による発行会社普通株式の処分を原因とする場合を除く。

③ 上場廃止事由

当社普通株式が日本のいずれの金融商品取引所においても上場されなくなるかまた は取引が認められなくなった場合

④ 特別税制事由

本優先出資証券について、以下の(a)ないし(d)のいずれかが生じる現実的可能性があることをいう。

- (a) 本優先出資証券に係る税制事由の発生による場合を除き、発行会社に追加金額の支払義務が発生し、または翌配当支払日において追加金額の支払義務が発生すること(発行会社が当該支払義務を免れるために採り得る合理的な手段をとってもその支払義務を免れられない場合に限る。)
- (b) 本優先出資証券に係る税制事由の発生による場合を除き、本社債の要項に従い、本社債について当社に追加金額の支払義務が発生し、または本社債の翌利払日において追加金額の支払義務が発生すること(当社が当該支払義務を免れるために採り得る合理的な手段をとってもその支払義務を免れられない場合に限る。)
- (c) 当社により提出されたまたは提出される税務申告書(見積もり申告書を含む。) に記載される、当社が発行会社を保有している事実に関して、発行会社または当社の収入、利益、損失、控除または費用の取り扱いが税務当局により認められない結果、当社または発行会社が、僅少ではない額の追加の公租公課その他政府課徴金を課せられること(当社または発行会社が当該義務を免れるために採り得る合理的な手段をとってもその義務を免れられない場合に限る。)
- (d) 当社が本社債の利息の支払いにつき、日本の法人税法上、損金算入することが 認められないこと

15. 現金および当社普通株式による償還

下記16および当社普通株式が関連取引所に上場されていることを条件として、発行会社は、本優先出資証券の保有者に対し30営業日以上60営業日以内の事前の通知を行った上で、2014年10月15日から(当日を含む。)2014年10月19日まで(当日を含む。)の期間に、本優先出資証券の全部(一部は不可)を、大要本新株予約権付社債発行要項記載のとおり本新株予約権付社債の取得と引換えに当社から交付を受ける現金および当社普通株式を交付することにより償還することができる。

16. 借替証券

発行会社は、当社が発行会社に(本社債の償還または買入その他の方法を通じて)発行会社が本優先出資証券を償還または買入できるよう資金を提供しない限り、本優先出資証券を償還または買入しない。当社は、当社または資金調達子会社(下記に定義する。)が当該償還、取得または買入れ日以前の12ヶ月間に、償還、取得または買入れがなされる本優先出資証券の残余財産分配優先額の総額(および、もしあれば、その未払残高)以上の元本総額、払込金額総額または額面総額で借替証券(下記に定義する。)を発行および販売することにより資金を調達した限度で行う場合でない限り、本社債を償還せず、本社債(本永久社債の発行に伴う取得を除いて)を取得せず、本社債を購入せず(従っていずれの場合もこれに伴う本優先出資証券の償還または買入をせず)、また、発行会社に対して発行会社が本優先出資証券を償還、取得または購入できるように資金を提供しないことが当社の意向である旨表明した。

「資金調達子会社」とは、当社または当社の関係会社が使用する資金を調達する会社機能を 有する当社の子会社をいう。

「借替証券」とは、下記(i)から(iv)までの証券または債務をいい、下記(ii)ないし(iv)に関しては、(a)本優先出資証券の発行日における本優先出資証券に係る資本性と同等以上の資本性を有していると(格付機関から)評価されており、(b)本社債の「借替証券」である旨公表されているものをいう。

(i) 当社普通株式

(ii) 同順位証券

- (iii) 同順位劣後債務
- (iv) 当社のその他一切の証券または債務

「同順位証券」とは、資金調達子会社によって発行された証券(本優先出資証券を除く。)で、その配当に係る権利が、当社の財政状態および経営成績を参照して決定され、かつ、当該証券の当該資金調達子会社および当社との関係での劣後性の位置づけが、本優先出資証券のSD Preferred Capital Limitedおよび当社との関係での劣後性の位置づけと実質的に同等の順位であるものをいう。

「同順位劣後債務」とは、資金調達子会社により引き受けられる当社の劣後債務(本社債を除く。)であって、(i)同順位証券の発行手取金により資金が調達され、(ii)かかる同順位証券と同一の通貨建てであり、(iii)かかる同順位証券の残余財産分配優先額の合計金額以上の元本金額であり、(iv)各利払日がかかる同順位証券の配当支払日またはその前後の日であり、(v)各利払日において支払われる利息の金額が当該各利払日と同時に到来する配当支払日に支払われるかかる同順位証券の配当金額とほぼ同額であり、(vi)当社の清算時における支払条件が、清算時等支払条件と実質的に同じであり、かつ(vii)当社の一般債務であるものをいう。

17. 配当率

(1) 当初配当率

発行日から(当日を含む。)2014年10月20日まで(当日を除く。)の期間は、1口あたり半年ごとに2,422,220円とする。但し、初回配当については、1口あたり2,537,195円とする。

(2) 後続配当率

2014年10月20日以降(当日を含む。)は、日本円LIBOR6ヶ月ものに5%を加算した配当率とする。

18. 配当支払日

毎年4月20日および10月20日(初回:2010年4月20日) (ただし、2014年10月20日から(当日を含まない。)は、当日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる日が翌月となる場合は直前の営業日とする。)

19. 配当の繰延べ

本社債の要項に従い、本社債の利息の支払いが繰り延べられる場合、本優先出資証券に係る 配当の支払いも同様に繰り延べられる。

20. 配当の累積

本優先出資証券保有者の配当は、上記18.の配当の繰延べに伴い累積する。

- 21. 交換権に関する事項
 - (1) 交換権

本優先出資証券保有者は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間と同様の交換期間(ただし、末日は2014年10月18日まで(当日を含む))において、本優先出資

証券を本新株予約権付社債に交換することができる(以下「交換権」という。)。

(2) 自動権利行使

交換権行使の効力発生日以降、発行会社は、保有者に対し、交換権が行使された本優先 出資証券に係る残余財産分配優先額に相当する額面金額の本新株予約権付社債を交付 し、かかる本優先出資証券保有者は、当該社債に付された新株予約権を即時に行使する ことにより当社普通株式の交付を受ける。